

穴水町老朽危険空き家除却費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、町内の老朽危険空き家の除却に要する費用に対し、予算の範囲内において老朽危険空き家除却費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、穴水町補助金交付規則（平成 9 年規則第 9 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、「老朽危険空き家」とは、次の各号のいずれにも該当する建築物をいう。

- (1) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「空家法」という。）第 2 条第 2 項に規定する「特定空家等」又は建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「建基法」という。）第 10 条第 1 項又は第 3 項に規定する「保安上危険な建築物等」に準ずる管理不全な状態で放置されている建築物等で、その周辺の生活環境等を阻害しているものをいう。
- (2) 木造であるもの。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 老朽危険空き家の登記簿に記録されている所有者又は当該所有者の相続人（老朽危険空き家が未登記であるときは、固定資産課税台帳に記録されている所有者又は当該所有者の相続人）
- (2) 町税等の滞納がない者
- (3) 穴水町暴力団排除条例（平成 23 年条例第 13 号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない者
- (4) 老朽危険空き家の所有者とその敷地の所有者が異なる場合にあつては、当該老朽危険空き家の除却について、その敷地の所有者の同意を得ている者
- (5) 老朽危険空き家に複数の共有者（相続人を含む。以下同じ。）がいる場合にあつては、当該老朽危険空き家の除却について他の共有者から異議があつた場合に責任を持って解決することを確約できる者

(補助事業)

第 4 条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者が発注する老朽危険空き家の除却工事で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 老朽危険空き家が町内に存すること。
- (2) 老朽危険空き家に所有権以外の権利が設定されていないこと。

- (3) 老朽危険空き家が空き家法第 14 条第 2 項に規定する勧告を受けていないこと。
- (4) 除却工事を解体等事業者に請け負わせるものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる工事は、補助事業としない。

- (1) 当該老朽危険空き家に附属する地下埋設物の除却工事
- (2) 補助金の交付決定前に着手した工事
- (3) 他の補助制度を利用して補助を受ける部分の工事
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、町長が不相当と認める工事

(補助金の額等)

第 5 条 補助金の額は、補助事業に要する費用に 3 分の 1 を乗じて得た額とし、50 万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。

(認定申請等)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、第 2 条第 1 項各号に掲げる老朽危険空き家の要件について、町長の認定を受けなければならない。

2 前項の規定による認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、老朽危険空き家認定申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 当該認定を受けようとする建築物の位置図
- (2) 当該認定を受けようとする建築物の外観写真
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

3 認定申請者は、前項に規定する申請手続その他の補助金の交付に係る手続を他の者に委任することができる。この場合において、認定申請者は、委任状（様式第 2 号）を町長に提出しなければならない。

4 町長は、第 1 項及び第 2 項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、及び現地調査を行うものとする。

5 町長は、前項の規定による審査及び現地調査を行った結果、老朽危険空き家と認定したときは認定申請者に対し老朽危険空き家認定通知書（様式第 3 号）により通知するものとする。

(交付申請)

第 7 条 前条の規定により老朽危険空き家との認定を受けた者で、補助金の交付を受けようとするもの（以下「補助申請者」という。）は、老朽危険空き家除却費補助金交付申請書（様式第 4 号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業実施計画書（様式第 5 号）
- (2) 老朽危険空き家の登記事項証明書

- (3) 老朽危険空き家の所有者であることが確認できる書類（前号の書類により確認できる場合を除く。）
- (4) 老朽危険空き家認定通知書の写し
- (5) 補助事業に係る解体工事業者の見積書（内訳明細の付いたものに限る。）
- (6) 補助事業を施工する解体工事業者の土木工事業、建築工事業若しくはとび・土工工事業の許可書の写し又は解体工事業者の登録がされていることを証明できる書類
- (7) 町税の滞納がないことを証する書類
- (8) 老朽危険空き家の所有者とその敷地の所有者が異なる場合にあつては、補助金交付申請に係る同意書（様式第 6 号）
- (9) 老朽危険空き家に複数の共有者がいる場合にあつては、補助金交付申請に係る確約書（様式第 7 号）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（交付決定）

第 8 条 町長は、前条の規定による申請（以下「交付申請」という。）があつたときは、その内容を審査し、老朽危険空き家除却費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第 8 号）により、補助金の適否を決定し補助申請者に通知するものとする。

（補助事業の内容の変更）

第 9 条 交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更しようとするときは、遅滞なく、補助事業変更承認申請書（様式第 9 号）に次掲げる書類を添えて、町長に提出し、町長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 補助事業実施変更計画書（様式第 10 号）
 - (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- 2 町長は前項の申請書を受理し、その内容を承認したときは、補助事業変更承認通知書（様式第 11 号）により補助事業者に通ずるものとする。

（補助事業の中止）

第 10 条 補助事業者は、補助事業を中止しようとするときは、遅滞なく、補助事業中止届出書（様式第 12 号）を町長に提出しなければならない。

（交付申請の取下げ）

第 11 条 補助事業者は、交付申請を取り下げようとするときは、遅滞なく、補助金交付申請取下届出書（様式第 13 号）を町長に提出しなければならない。

（補助事業完了届）

第 12 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、直ちに補助事業完了届出書（様式第

14号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績報告書(様式第15号)
- (2) 補助事業に係る工事請負契約書の写し又は請書の写し
- (3) 補助事業に係る解体工事業者の請求書(補助事業の着手後に金額の変更があつた場合にあつては、内訳明細の付いたものに限る。)の写し
- (4) 補助事業に係る解体工事業者の領収書の写し
- (5) 廃棄物に関する処分証明書等の写し
- (6) 補助事業の完了を確認できる写真
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 町長は、前条の規定による届出があつたときは、その内容を検査し、及び現地調査を行うものとする。

- 2 町長は、前項の規定による検査及び現地調査を行った結果、補助事業の成果が交付決定の内容及び交付決定の際に付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、老朽危険空き家除却費補助金交付額確定通知書(様式第16号)により、補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第14条 前条第2項の規定による通知を受けた補助事業者は、速やかに、補助金交付請求書(様式第17号)を町長に提出するものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定又は交付決定若しくは変更承認の際に付した条件に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付又は交付決定を受けたとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が補助金の交付を不相当と認めたとき。
- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既にこの要綱の規定による補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

(宛先)
穴水町長

老朽危険空き家認定申請書

老朽危険空き家の認定を受けたいので、穴水町老朽危険空き家除却費補助金交付要綱第6条第1項及び第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

| | | |
|----------------------------------|--|--------------------------|
| 申請者 | 氏名 | ⑩ |
| | 住所 | |
| | 電話 | () - |
| 住宅の所有者 | | |
| 所有者との続柄 | <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> その他 () | |
| 住宅の所在地 | | |
| 住宅の構造 | <input type="checkbox"/> 木造 | |
| 住宅の規模 | 延床面積 | m ² 階数 階 |
| 住宅に附属する防災上危険性がある建築物・工作物の有無及びその表示 | <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無 | |
| 添付資料 | <input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 外観写真 <input type="checkbox"/> () ※次の書類があれば、添付してください。 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 固定資産税の納税通知書及び課税明細書の写し | |
| 危険な状況 | | |

様式第2号（第6条関係）

委 任 状

私は、下記の私が所有する建築物に係る穴水町老朽危険空き家除却費補助金について、その交付に係る一切の手続を下記の者に委任します。

記

建築物の所在地 _____

敷地の地名地番 _____

受任者の住所 _____

受任者の氏名 _____

受任者の連絡先 自宅・勤務先・携帯 電話番号 _____
(該当するものを○で囲む。)

年 月 日

委任者 住所 _____

氏名 _____ (印)

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

穴水町長

老朽危険空き家認定通知書

年 月 日付で申請のありました老朽危険空き家認定申請について、下記のとおり認定しましたので、穴水町老朽危険空き家除却費補助金交付要綱第6条第5項により通知します。

記

- 1 住宅の所有者
- 2 住宅の所在地
- 3 住宅の構造
- 4 住宅の規模
延床面積 m² 階数 階
- 5 住宅に附属する建築物・工作物
- 6 その他

年 月 日

（宛先）
穴水町長

申請者 住所

氏名 ㊟

補助事業実施計画書

| | | | | | |
|--------------------------|----------------|------------------------|--|------|----------------|
| 事業の実施場所 (老朽危険空き家の所在地) | | | | | |
| 老朽危険空き家の概要 | | 用途 | | 構造 | |
| | | 階数 | | 延床面積 | m ² |
| 解体 工事 業者 | 名称 | (個人事業者の場合は、名称及び代表者の氏名) | | | |
| | 住所 | | | | |
| | 許可番号 (登録番号) | 建設業の 場合 | □大臣 □知事 (-) 号 (工事業) | | |
| | | 解体工事 業の場合 | 解体工事業登録 号 知事 | | |
| 対象経費 (除却工事費) | | 円 | | | |
| 事業の実施予定期間 (除却工事の工期) | | 着工日 | 年 月 日 | 完了日 | 年 月 日 |

様式第6号（第7条関係）

補助金交付申請に係る同意書

私は、穴水町老朽危険空き家除却費補助金の交付申請に当たり、下記の私の所有地に存する老朽危険空き家を、その所有者である _____ が除却することについて同意します。

なお、その老朽危険空き家を除却することにより、下記の私の所有地に係る固定資産税が増える場合があることは承知しています。

記

所有地の地名地番
(除却しようとする老朽危険空き家の敷地の地名地番)

年 月 日

同意者 住所 _____

氏名 _____ (印)

電話番号 _____

年 月 日

（宛先）
穴水町長

申請者 住所

氏名

㊟

補助金交付申請に係る確約書

私は、下記の老朽危険空き家に係る穴水町老朽危険空き家除却費補助金について、他の（共有者・相続人）を代表して交付申請、受領等一切についての手続を行います。万が一、（共有・相続）関係者から異議があった場合には、私が責任を持って解決することを確約します。

記

老朽危険空き家の所在地

敷地の地名地番

様式第8号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

穴水町長

老朽危険空き家除却費補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のありました危険空き家除却費補助金について、下記のとおり決定しましたので、穴水町老朽危険空き家除却費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1 決定内容

交 付 ・ 不 交 付

2 老朽危険空き家の所在地

3 老朽危険空き家に附属する建築物・工作物

4 交付決定額 円

5 条件

（不交付の場合はその理由）

年 月 日

（宛先）
穴水町長

申請者 住所

氏名 ㊟

電話番号

補助事業変更承認申請書

年 月 日付 第 号をもって交付決定の通知のあった穴水町老朽危険空き家除却費補助金に係る補助事業の内容を下記のとおり変更したいので、穴水町老朽危険空き家除却費補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 添付書類

(1) 補助事業実施変更計画書（様式第10号）

変更後の解体工事業者の見積書（内訳明細の付いたもの）

解体工事業者の土木工事業、建築工事業若しくはとび・土工工事業の許可書の写し又は解体工事業者の登録がされていることを証明できる書類

その他（ ）

年 月 日

（宛先）
穴水町長

申請者 住所

氏名 ㊟

補助事業実施変更計画書

| | | |
|----------|-------|-----|
| 交付決定日・番号 | 年 月 日 | 第 号 |
| 当初交付決定額 | 円 | |

※変更しようとする事項のみ記入してください。

| | | | | |
|--------------------------|----------------|------------------------|-----------------------------------|-------|
| 補助対象経費 (除却工事費) | | 円 | | |
| 交付申請額 | | 円 | | |
| 解体 工事 業者 | 名 称 | (個人事業者の場合は、名称及び代表者の氏名) | | |
| | 住 所 | | | |
| | 許可番号 (登録番号) | 建設業の 場合 | □大臣 □知事 () 号 (工事業) | |
| 解体工事 業の場合 | | 解体工事業登録 知事 号 | | |
| 補助事業の実施予定期間 (除却工事の工期) | 着工日 | 年 月 日 | 完了日 | 年 月 日 |

様式第 11 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

穴水町長

補助事業変更承認通知書

年 月 日付で申請のあった補助事業変更承認申請について、下記のとおり承認しましたので、穴水町老朽危険空き家除却費補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 当初交付決定年月日・番号

年 月 日 第 号

2 当初交付決定額 円

3 変更交付決定額 円

4 老朽危険空き家の所在地

5 老朽危険空き家に附属する建築物・工作物

6 条件

年 月 日

（宛先）
穴水町長

届出者 住所

氏名

⑩

電話番号

補助事業中止届出書

年 月 日付 第 号をもって交付決定の通知のあった穴水町老朽危険空き家除却費補助金に係る補助事業を中止したいので、穴水町老朽危険空き家除却費補助金交付要綱第 10 条の規定により、下記のとおり届け出ます。

なお、提出した書類については、返却を求めません。

記

1 中止の理由

2 中止予定日

年 月 日

年 月 日

（宛先）
穴水町長

届出者 住所

氏名

⑩

電話番号

補助金交付申請取下届出書

年 月 日付 第 号をもって交付決定の通知のあった穴水町老朽危険空き家除却費補助金について、下記の理由により交付申請を取り下げたいので、穴水町老朽危険空き家除却費補助金交付要綱第 11 条の規定により届け出ます。

なお、提出した書類については、返却を求めません。

記

取下げの理由

様式第 16 号（第 13 条関係）

第 号
年 月 日

様

穴水町長

老朽危険空き家除却費補助金交付額確定通知書

年 月 日付で実績報告のありました老朽危険空き家除却費補助金について、
下記のとおり補助金の額を確定しましたので、穴水町老朽危険空き家除却費補助金交付要綱
第 13 条の規定により通知します。

記

- | | |
|---------------|---|
| 1 補助金の交付決定通知額 | 円 |
| 2 補助金の交付確定額 | 円 |

年 月 日

(宛先)
穴水町長

請求者 住所

氏名

印

補助金交付請求書

年 月 日付 第 号をもって交付確定の通知のあった穴水町老朽危険空き家除却費補助金について、穴水町老朽危険空き家除却費補助金交付要綱第 14 条第 1 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 _____ 円

2 振込先

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|----|-------------|--|------|--|--|--|------|--|-----------------------|--|--|--|--|--|--|--|
| 金融機関名 | | 銀行・金庫 農協 | | | | | | 店舗名 | | 本店・支店 本所・支所 出張所 | | | | | | | |
| 預金種目 | | 1 普通 | | 2 当座 | | | | 口座番号 | | | | | | | | | |
| | | 3 その他 () | | | | | | | | | | | | | | | |
| 口座 名義 | カナ | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 漢字 | | | | | | | | | | | | | | | | |